

「健康診査等補助金支給規程」「スポーツクラブ利用補助規程」の一部変更及び「契約保養所利用規程」の廃止について

平成 2 5 年 2 月 1 2 日に開催した第 6 8 回組合会において、標記組合規程の一部変更について承認され、2 月 1 4 日に関東信越厚生局に届出を行いました。

この変更は、平成 2 5 年度における保健事業の見直しに伴い改正するもので、組合規約第 5 2 条の規定により下記のとおり公告いたします。

記

1. 健康診査等補助金支給規程の一部改定

【現行】	【変更後】
<p>(検査の範囲)</p> <p>第 12 条 組合が補助金を支給する一般健診の検査の範囲は、次のとおりとし、労働安全衛生法(労働安全衛生規則)に定める事業主実施項目を除くものとする。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) その他、必要と認められる検査(二次検査を含む)</p> <p>(補助金支給申請手続)</p> <p>第 13 条 一般健診の補助金の支給を受けようとする事業所等は、次による書類を組合に提出するものとする。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>2. 申請手続は、<u>第一次検査、第 2 次検査(精密検査等)別に作成するものとする。</u></p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>(種類と受診資格)</p> <p>第 15 条 健康診査の種類と受診資格は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) インフルエンザ予防接種</p> <p>接種日に資格を有する被保険者または被扶養者で、<u>毎年 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日</u>までに受けたインフルエンザ予防接種であること。</p>	<p>(検査の範囲)</p> <p>第 12 条 組合が補助金を支給する一般健診の検査の範囲は、次のとおりとし、労働安全衛生法(労働安全衛生規則)に定める事業主実施項目を除くものとする。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) その他、必要と認められる検査(二次検査は保険診療とする)</p> <p>(補助金支給申請手続)</p> <p>第 13 条 一般健診の補助金の支給を受けようとする事業所等は、次による書類を組合に提出するものとする。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>2. を 削 除</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>(種類と受診資格)</p> <p>第 15 条 健康診査の種類と受診資格は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) インフルエンザ予防接種</p> <p>接種日に資格を有する被保険者または被扶養者で、<u>毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日</u>までに受けたインフルエンザ予防接種であること。</p> <p><u>附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

## 2. スポーツクラブ利用補助規程の一部改定

【現行】	【変更後】
(目的) 第1条 (略) (利用スポーツクラブの種類) 第2条 (略) (利用補助額) 第3条 1人1回 <u>800円</u> を限度として補助する。 ただし、利用額が <u>800円</u> を下回る場合は、その額とする。 第4条～12条 (略)	(目的) 第1条 (略) (利用スポーツクラブの種類) 第2条 (略) (利用補助額) 第3条 1人1回 <u>500円</u> を限度として補助する。 ただし、利用額が <u>500円</u> を下回る場合は、その額とする。 第4条～12条 (略)  <u>附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。</u>

## 3. 契約保養所利用規程の廃止

平成25年3月31日利用分を以って廃止とする。

## 4. その他

上記1.～3.の規程の改正・廃止に伴い、関連する下記の実施要領・手続も改正又は廃止となります。これらの改正内容につきましては、4月1日以降、健保組合のホームページに掲載の関連する保健事業のページを参照してください。

< 改正となる実施要領・手続 >

- (1) 人間ドック実施要領【改正】
- (2) がん検診実施要領【改正】
- (3) インフルエンザ予防接種実施要領【改正】
- (4) 契約保養所利用手続【廃止】